

●ダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する特別措置法案

目的

ダム事業の廃止等に伴い水没しないこととなる地域等のうち、生活環境及び産業基盤の整備等が他の地域に比較して低位にあり、当該事業の廃止等に伴い振興を図る必要があるものについて、特別の措置を講ずることにより、その振興を図り、もってその住民の生活の安定及び福祉の向上に資する。

特定地域振興基本方針

(国土交通大臣が作成)

- ① 特定地域の振興の意義及び方向に関する事項
- ② 特定地域の指定に関する事項
- ③ 特定地域振興計画の作成について指針となるべき事項(※)
※非移転者の生活環境の整備に配慮するものとする。
- ④ その他特定地域の振興のため必要な事項

特定地域の指定

(都道府県の申出により国土交通大臣が指定)

ダム事業(治水機能を有する国等が事業主体であるダム事業)の廃止等に伴い水没しないこととなる土地の区域及びその周辺の地域のうち、生活環境及び産業基盤の整備等が他の地域に比較して低位にあり、当該ダム事業の廃止等に伴い振興を図る必要があるものを特定地域として指定する。

特定地域振興計画

(都道府県が作成)

- ① 特定地域の振興に関する基本的な方針
 - ② 公共施設及び公益的施設の整備に関する事項
 - ③ 農林水産業その他の産業の振興に関する事項
 - ④ 既買収地の利用に関する事項
 - ⑤ 財産の処分の制限に係る承認手続の特例に係る事項
 - ⑥ その他特定地域の振興に関し必要な事項
- ※非移転者の生活環境の整備に配慮するものとする。

意見を反映させるために必要な措置

住民

特定地域振興協議会

(都道府県が組織)

- ・都道府県
- ・関係市町村
- ・事業実施予定者
- ・ダム事業者
- ・その他密接な関係を有する者 等

協議

特定地域振興計画に基づく特例措置

- 1) 既買収地の利用及び活用に関する特例
 - ① 地方公共団体への無償譲与【国有財産法の特例】
 - ② 地方公共団体及び買収当時の所有者等への優先売却
- 2) その他の地域振興に資する特例
 - ③ 財産の処分の制限に係る承認の手続の特例
【補助金等適正化法の特例】
 - ④ ダム事業で整備した地すべり防止施設に関する手続の簡素化
【地すべり等防止法の特例】
 - ⑤ ダム事業で整備した急傾斜地崩壊防止施設に関する手続の簡素化
【急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の特例】

国の補助

- 国は、予算の範囲内において、地方公共団体が特定地域振興計画に基づいて行う事業の実施に要する費用の一部を補助
- ※ 社会資本整備総合交付金等の事業の特性に応じた使い勝手の良い交付金等を活用
- 補助金の交付に当たっては、特定地域振興計画に基づいて行う事業の円滑な実施に関し、適切な配慮をするものとする。

地方債についての配慮

- 地方公共団体が特定地域振興計画を達成するために行う事業に係る地方債について配慮
- ※ 公的資金の配分や過疎地域における過疎債の活用

国は、都道府県知事によるダム事業の廃止等に伴う地域の振興のために必要な支援に努める。